臨時休業期間中の登校日について

東根小学校

1　登校日について　※以下のように地区を3分割しての登校とします。

地　　区	1回目	2回目
一日町、新町、本町、三日町、中ノ目、六日町 東方、原方	4月20日（月）	4月27日（月）
柳町、南町・下川原、新田町1、新田町2、温泉町	4月21日（火）	4月28日（火）
北方、西方、宮崎上、宮崎下	4月24日（金）	4月30日（木）

2 登校について

（1）朝、検温し、熱が無く、体調に異常がない場合のみ登校させてください。

（2）通学班で通常の集合時刻から1時間遅らせ、9:00までの登校とします。

（3）集合時間より前に、学校に連れてくるお子様については、必ず通学班長に連絡してください。

（4）通学班で登校せず、学校に送ってくるお子様についは、図書館で過ごすようにします。

3 日程と持ち物について

（1）日程　　9:00～　9:15 健康観察や諸連絡　　9:15～10:00 1校時

10:05～10:50 2校時　　10:50～11:00 帰りの会・下校

（2）持ち物 … 国語と算数の教科書、筆記用具（学童保育学校預かりの児童は弁当、水筒）

これまでに出された宿題や課題

4 下校について

（1）通学班での一斉下校とします。

（2）1年生については、お家の方から途中、または学校まで迎えに来てくださるようお願いします。

5 連絡事項

（1）配付書類について

①PTA投票用紙を1回目の登校日に配布します。2回目の登校時に提出してくださるようお願いします

②昨年度のPTA会計決算書と今年度の予算書等を配布しますのでお目通しください。

（2）学童保育学校預かりについて

・現在、学校預かりを行っていますが、感染のリスクを避ける意味からも少なくしていただければ、大変ありがたです。どうしてもというお子様については、これまで同様に引き受けますが、9時から11時までの間、3階の図書室や第一音楽室、第二音楽室、メディアルーム等で過ごすことになります。

（3）下記のような該当者がいる場合は出席停止となりますので、担任へご相談ください。

①お子様が感染拡大地域や海外から帰県した翌日から起算して2週間を経過していない場合

②お子様が感染拡大地域や海外からの来県者と濃厚接触し上記と同様の場合

（4）マスクを必ず着用させてください。（手作り・ガーゼ製・不織布のマスクを繰り返し洗濯した物でも構いません。）

（5）当初授業参観日であった4月25日（土）は、通常通りの土曜休業日とします。よって、27日（月）は振替休業日でなくなりますので、ご承知おきください。